

# 福島県浄化槽保守点検業者登録申請等の手引き

平成29年3月  
平成30年3月改定  
令和2年9月改定  
令和3年7月改定  
福島県生活環境部

## 第1 登録制度の概要

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、昭和58年5月に「浄化槽法（以下「法」という。）」が制定され、昭和60年10月1日から施行されました。

この法律の施行に伴い、浄化槽保守点検業者の知事登録制度（法第48条第1項）及び浄化槽の保守点検の業務に従事する者として、浄化槽管理士（法第2条第11号）の資格等が導入されました。

本県では、昭和60年7月16日に「福島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年福島県条例第36号。以下「条例」という。）」を制定し、法の施行に合わせて同年10月1日から施行しています。

## 第2 登録申請等の手続き

法第2条第1号に規定する浄化槽について、県内（福島市、郡山市及びいわき市を除く。）において法第8条の保守点検業を営もうとする者は、条例第2条第1項の規定により、知事登録を受けなければなりません。

この条例の規定により、登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の所定の手続きにしたがって書類を作成し、主たる営業所の所在地を管轄する地方振興局に正本1部とその写し1部を提出してください。

また、その他の申請等の手続きも同様に正本1部とその写し1部を地方振興局へ提出してください。

登録申請等の際には、登録申請書等の提出者本人を確認できる書類をお持ちください。

- ・法人の場合→名刺、社員証等
- ・個人の場合→運転免許証、マイナンバーカード等

申請手数料は下記の金額を福島県収入証紙で納入することとなりますが、証紙は申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で貼付してください。

主たる営業所の所在地	申請先
県北地域 (福島市（福島市以外で事業を営もうとする場合）、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)	県北地方振興局県民環境部環境課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁北庁舎4階） 電話 024-521-2721 FAX 024-521-2855
県中地域 (郡山市（郡山市以外で事業を営もうとする場合）、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町)	県中地方振興局県民環境部環境課 〒963-8540 郡山市麓山1-1-1 電話 024-935-1503 FAX 024-925-9026

県南地域 (白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、 矢祭町、埴町、鮫川村)	県南地方振興局県民環境部環境課 〒961-0971 白河市昭和町 269 電話 0248-23-1421 FAX 0248-23-1507
会津地域 (会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、 磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、 三島町、金山町、昭和村、会津美里町)	会津地方振興局県民環境部環境課 〒965-8501 会津若松市追手町 7-5 電話 0242-29-3908 FAX 0242-29-5520
南会津地域 (下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町)	南会津地方振興局県民環境部県民環境課 〒967-0045 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電話 0241-62-2061 FAX 0241-62-5209
相双地域(相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、 新地町、飯舘村)	相双地方振興局県民環境部環境課 〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 電話 0244-26-1232 FAX 0244-26-1120
いわき市 (いわき市以外で事業を営もうとする場合)	いわき地方振興局県民部県民生活課 〒970-8026 いわき市平字梅本 15 電話 0246-24-6203 FAX 0246-24-6228

※ 福島市、郡山市及びいわき市を営業区域とする場合は、それぞれの市条例に基づき、別途登録する必要があります。

手数料一覧		
・浄化槽保守点検業者登録申請（新規）手数料	福島県収入証紙	31,000円
・浄化槽保守点検業者登録申請（更新）手数料	福島県収入証紙	31,000円
・浄化槽保守点検業者登録証書換え手数料	福島県収入証紙	2,100円
・浄化槽保守点検業者登録証再交付手数料	福島県収入証紙	2,100円

## 1 新規の登録申請手続き

浄化槽保守点検業を営もうとする者は、すべてこの手続きが必要です。

(1) 浄化槽保守点検業者登録（新規・更新）申請書の提出

登録申請は、福島県浄化槽保守点検登録条例施行規則（昭和 60 年福島県規則第 50 号。以下「規則」という。）に規定する様式第 1 号の「浄化槽保守点検業者登録（新規・更新）申請書」により行ってください。また、この申請書には、条例及び規則により以下の書類及び図面を添付してください。

（注）登録申請に当たっては、申請手数料として福島県収入証紙 31,000 円分を準備してください。

《添付書類等》

書類の名称	様式
① 誓約書（本人、役員、法定代理人）	規則様式第 2 号
② 器具明細書	規則様式第 3 号
③ 浄化槽清掃業者の氏名等	規則様式第 4 号
④ 浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類	浄化槽管理士免状の写し
⑤ 浄化槽保守点検業者登録申請者（本人、法人の役員、法定代理人）の略歴書	規則様式第 5 号
⑥ 浄化槽管理士の略歴書	規則様式第 6 号
⑦ 浄化槽管理士の住民票抄本又はこれに代わる書面 ※下記 1(2) 添付書類の省略参照	住民票：3ヶ月以内のものとしてください。 住民票抄本に代わる書面：市町村が発行する身分証明書又は外国人登録証明書等
⑧ 申請者が法人にあつては、登記事項証明書及び定款	登記事項証明書：3ヶ月以内の履歴事項全部証明書としてください。 定款：目的に浄化槽の保守点検が盛り込まれていること。
⑨ 申請者が個人にあつては、住民票抄本又はこれに代わる書面 ※下記 1(2) 添付書類の省略参照	住民票抄本に代わる書面：⑦に同じ
⑩ 事業概要書	規則様式第 7 号
⑪ 営業所の位置図	縮尺 1/500～1/2,500 程度の図面（略図でも可）

（注）この条例において、役員とは業務を執行する社員、取締役、理事又はこれらに準ずる者を

いい、会計参与及び監査役を含めます。

(注) 申請者の人格を変更する場合（個人から法人へ等）は、変更手続きではなく新規登録することになります。

(注) 「浄化槽管理士の略歴書」の記載において、氏名にふりがなをふるとともに、現住所は番地や号などを省略せず、可能な限り住民票どおり記載してください。

## (2) 添付書類の省略

平成16年3月までは、申請者（個人である場合に限る）と営業所ごとに置かれる浄化槽管理士についての住民票抄本の添付を求めていましたが、平成16年4月1日以降は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項に規定する本人確認情報を利用することになりますので、住民票抄本の添付は不要となりました。

しかし、住民基本台帳法第30条の13第2項によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項第2号の規定によるその利用ができない場合は添付してください。

## (3) 登録の要件

知事が登録を拒否する場合として以下の事項を定めています。したがって、登録を受けるためには、このいずれにも該当しないことが要求されます。

- ① 申請者（役員、法定代理人を含む）が条例第5条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合。
- ② 申請書等の重要事項について、虚偽の記載又は記載の欠落がある場合。
- ③ 営業所の要件を満たしていない場合。

なお、これらのうち、営業所の要件については、条例及び規則の規定により、以下のとおりになっています。

- (一) 県内に営業所を設置すること（条例第11条第1項）。
- (二) 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこと（条例第11条第1項）。
- (三) 営業所ごとに器具を備えること（条例第11条第2項）。

ここで備えるべき器具については、規則第10条により、次のとおり定められています。

	器 具	例
(一)	水温測定器具	水温計
(二)	水素イオン濃度指数測定器具	pHメーター
(三)	溶存酸素濃度測定器具	DOメーター
(四)	亜硝酸性窒素測定器具	比色法にあつては比色管（GR法）
(五)	塩素イオン濃度測定器具	塩素イオンメーター
(六)	残留塩素測定器具	比色法にあつては比色管（DPD法）
(七)	混合浮遊物質濃度測定器具	MLSS計

(八)	汚泥沈でん率測定器具	1Lメスシリンダー
(九)	スカム、汚泥厚測定器具	スカム、汚泥厚測定管又はスカム汚泥厚測定棒
(十)	透視度測定器具	透視度計
(十一)	水準測定器具	気泡管水準器
(十二)	汚泥返送器具	汚泥返送ポンプ

(注) 例示した器具以外に、これと同等か同等以上の機能を有する器具であれば、例示以外の器具を備えることも可能です。

## 2 更新の登録申請手続き

浄化槽保守点検業者の知事登録の有効期間は、3年(条例第2条第2項)とされていますので、有効期間満了後も引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、満了の日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請して更新の登録を受けてください。

### (1) 浄化槽保守点検業者登録(新規・更新)申請書の提出

更新登録申請の手続きは、前記1の登録申請手続きと同じ要領で行ってください。

なお、この申請書には、条例及び規則により前記1の添付書類の他に以下の書類を添付してください。

(注) 更新登録申請に当たっては、申請手数料として福島県収入証紙31,000円分を準備してください。

#### 《添付書類》

書類の名称	様式
⑫ 設置する全ての浄化槽管理士(※)が、浄化槽保守点検の業務に関する研修を修了したことを証する書類 ※ 「設置する全ての浄化槽管理士」とは、当県に登録された営業所に設置する全ての浄化槽管理士をいう	福島県が指定する研修実施機関が発行する研修受講証明書写し

(注) 令和3年3月31日までに登録の有効期間が満了し、かつ、更新の登録を受けようとする場合は、当該書類の提出を求めない。

(注) 他県等で実施している研修を受講した場合は、別途所轄の地方振興局へご相談ください。

### (2) 浄化槽管理士に対する研修について

浄化槽管理士の資質向上を図るため、浄化槽保守点検業者は、その設置する浄化槽管理士（全員）に有効期間（3年）ごとに1回以上、次の内容の研修を受けさせなければなりません（条例第11条の2）。

《研修内容》

- ① 浄化槽行政に関する事項（規則第10条の2第1項第1号）
- ② 浄化槽の構造と機能に関する事項（規則第10条の2第1項第2号）
- ③ 浄化槽の保守点検と清掃に関する事項（規則第10条の2第1項第3号）
- ④ その他浄化槽の保守点検に必要な事項（規則第10条の2第1項第4号）

《研修実施機関》

公益社団法人福島県浄化槽協会、その他知事が適当と認める者（規則第10条の2第2項）

### 3 登録事項の変更手続き

(1) 浄化槽保守点検業者が、以下の登録事項に変更が生じたときは、変更手続きが必要になります。

《登録事項》

- ① 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 営業所の名称及び所在地
- ③ 法人にあっては、その役員の住所及び氏名
- ④ 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
- ⑤ 営業区域に係る市町村の名称

(2) 浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書の提出

変更の届出は、変更の日から1ヶ月以内に規則様式第11号の「浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書」により行ってください。

主たる営業所の所在地の変更に伴い、その所在地を管轄する地方振興局が変わる場合は、変更後の主たる営業所を管轄する地方振興局に届出を行ってください。

なお、この変更事項が次の登録証の書換え事項と同一である場合は、登録事項の変更手続きと次の登録証の書換え申請手続きを同時に行ってください。

変 更 事 項	必要な手続き	添 付 す る 書 類 等 (規則第6条第2項の規定により、変更届出書に添付する書類等)	様 式 等
申請者の住所及び氏名の変更	変更届・書換申請	・申請者が法人にあっては登記事項証明書 ※前述の1(2)添付書類の省略参照	
営業所の名称及び所在地の変更	変更届・書換申請	・登記事項証明書（登記の変更を必要とした場合に限る） ・営業所の位置図（営業所の所在地を変更した場合に限る）	縮尺 1/500～1/2,500 程度の図面（略図でも可）

法人にあっては、役員 の住所及び氏名の変 更	変更届	・登記事項証明書 ・新たな役員（法定代理人を含む） にあっては誓約書及び略歴書	誓約書： 規則様式第2号 略歴書： 規則様式第5号
浄化槽管理士の氏名 等の変更	変更届・ 書換申請	・浄化槽管理士免状の写し及び当該浄 化槽管理士の略歴書 ※前述の1(2) 添付書類の省略参照	略歴書： 規則様式第6号
営業区域に係る市町 村の変更	変更届	—	—

### (3) 添付書類の省略

前記1の(2)と同様に取り扱います。

## 4 登録証の書換え申請手続き

(1) 浄化槽保守点検業者が、以下の登録証の記載事項に変更が生じたとき又は新たに営業所を追加する場合は、次の手続きが必要になります。

《登録証の記載事項》

- ① 申請者の住所及び氏名
- ② 営業所の名称及び所在地
- ③ 浄化槽管理士の氏名

(2) 浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書の提出

書換えの申請は、規則様式第12号の「浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書」により行ってください。

また、書換え申請は、営業所ごとに行うこととなりますので、複数の営業所の書換えを行う場合は、それぞれの営業所ごとに申請してください。

なお、この書換え申請手続きを行う場合は、同時に前記3の登録事項の変更手続きを行ってください。

(注) 登録証書換え申請書には、手数料として福島県収入証紙2,100円分を準備してください。

(注) 書換え時期が更新時期と重なった場合でも、それぞれの手続きを行うこととなります。

## 5 登録証の再交付申請手続き

浄化槽保守点検業者が、その登録証を失い、又はき損したときは、速やかに登録証の再交付を受けてください。再交付の手続きは、次のとおりになります。

○ 浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書の提出

再交付の申請は、規則様式第13号の「浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書」により行ってください。

なお、登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、直ちにこれを返納してください。

(注) 再交付申請書には、手数料として福島県収入証紙2,100円分を準備してください。



## 6 廃業等の手続き

浄化槽保守点検業者が、死亡、合併による消滅、解散又は浄化槽保守点検業を廃止したときは、速やかに、その旨を届け出てください。

廃業等の手続きは、次のとおりになります。

### ○ 浄化槽保守点検業者廃業等届出書の提出

廃業等の届出は、規則様式第14号の「浄化槽保守点検業者廃業等届出書」により行ってください。

なお、この廃業等届出書には、既に交付を受けている登録証を添付してください。

《廃業届出者の例》

- ① 死亡し、又は失そうの宣告をうけた場合：同居の親族、その他の同居者等
- ② 法人が合併により消滅した場合：その役員であった者
- ③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合：その破産管財人
- ④ 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合：その清算人
- ⑤ 浄化槽保守点検業を廃止した場合：浄化槽保守点検業者であった個人または浄化槽保守点検業者であった法人の役員

### 第3 浄化槽保守点検業務の実施

#### 1 保守点検

浄化槽の保守点検は、法第8条の規定により保守点検の技術上の基準に従って行わなければならないとされており、この技術上の基準は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日厚生省令第17号）（以下「施行規則」という。）第2条に第1号から第18号までに規定されていますので、この技術上の基準に基づいて浄化槽の保守点検を行ってください。

##### ○保守点検の技術上の基準

- 1 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
  - (1) 前条の準則の遵守の状況
  - (2) 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
  - (3) 槽の水平の保持の状況
  - (4) 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
  - (5) 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
  - (6) スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 2 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 3 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 4 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 5 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 6 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 7 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 8 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 9 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 10 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 11 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 12 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 13 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 14 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 15 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 16 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 17 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 18 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

なお、保守点検の回数については、施行規則第6条で浄化槽の処理方式ごとに、以下のとおり定められています。

(保守点検の回数の特例)

第6条 みなし浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	期 間
全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式又は 単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式、 平面酸化床方式又は 地下砂ろ過方式		6月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。		

2 法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次頁の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	期 間
分離接触ばっ気方式、 嫌気ろ床接触ばっ気 方式又は脱窒ろ床接 触ばっ気方式	1 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	4 月
	2 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3 月
活性汚泥法式		1 週
回転板接触方式、接触 ばっ気方式又は散水 ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1 に掲げるものを除く。）	2 週
	3 1 及び 2 に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1 未満の端数は、切り上げるものとする。		

- 3 環境大臣が定める浄化槽については、前二項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。
- 4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前三項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

なお、変則合併処理浄化槽の保守点検回数は、通知により次のとおり運用することとされています。

- 「し尿のみを処理する浄化槽に処理装置を付加し合併処理を行う浄化槽に係る保守点検及び清掃について」（平成元年 7 月 4 日付け衛浄第 36 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）より抜粋

浄化槽法第 10 条第 1 項に規定されている浄化槽の保守点検及び清掃の回数は変則合併処理浄化槽については、後置浄化槽が分離接触ばっ気方式である場合、当該浄化槽の全体について分離接触ばっ気方式の規定を適用すること。また、後置浄化槽が嫌気ろ床接触ばっ気方式である場合、当該浄化槽の全体について嫌気ろ床接触ばっ気方式の規定を適用すること。

## 2 業務の実施

浄化槽保守点検業者が、浄化槽の保守点検を行うときは、条例第 12 条第 1 項の規定により、これを浄化槽管理士に行わせ若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い若しくは実地に監督しなければならないとされていますので、浄化槽管理士の資格を有する者が行うか又は実地に監督する必要があります。

この場合、実地に監督するとは、浄化槽管理士が直接、保守点検作業を行わないときであって

も、現地において作業状況のチェックを行い、作業結果の最終的な判断をくださる立場にある場合をいいます。

また、施行規則第5条第3項にて、浄化槽管理者に「保守点検の記録を交付しようとするときは、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない」とされていますので、保守点検を行った結果の内容について、浄化槽管理者へ直接説明してください。

### 3 清掃時期の通知

浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽の清掃の必要が認められたときは、条例第12条第2項の規定により、その旨を当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならないとされており、このうち、浄化槽管理者へは、規則第11条の規定により、様式第15号の通知書により行うこととされていますので、この通知書により行ってください。

様式第15号（第11条関係）

#### 通 知 書

浄化槽の保守点検を行った結果、清掃の必要が認められたので、清掃されるよう福島県浄化槽保守点検業者登録条例第12条第2項の規定によりお知らせします。

年 月 日

浄化槽管理者又は委託を受けている浄化槽清掃業者名

住 所

電話番号（ ） —

氏名又は名称

登録番号 福島県知事登録 第 号

記

1. 保守点検年月日
2. 保守点検を行い又は監督した浄化槽管理士の氏名
3. 所 見

### 4 登録証の掲示

知事が登録したときは、申請者に対し、その営業所ごとに登録証を交付します。

登録を受けた浄化槽保守点検業者は、条例第13条の規定により、営業所ごとに、その見やすい場所に登録証を掲げなければなりません。

なお、福島県事務委任規則（昭和44年3月20日付け規則第18号）第3条第34号により、登録者は主たる営業所の所在地を管轄する地方振興局長となります。

浄化槽保守点検業者登録証

住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の職及び氏名

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第4条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿に登録したことを証する。

登 録 番 号	福島県知事登録 第 号	
登録の有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
営業所	名 称	
	所在地	
浄化槽管理士の氏名		

年 月 日

福島県 地方振興局長 ㊟

## 5 帳簿の備付け等

浄化槽保守点検業者は、条例第14条の規定により、その業務に関し、以下により帳簿を作成し保存しなければなりません。（規則第12条）

(1) 帳簿の名称

浄化槽保守点検業務日誌

(2) 帳簿の記載事項

- ① 浄化槽の保守点検を委託した浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- ② 浄化槽の所在地並びに型式、処理方式及び処理対象人員
- ③ 保守点検年月日
- ④ 保守点検料金
- ⑤ 保守点検を行い又は監督した浄化槽管理士の氏名
- ⑥ 保守点検の技術上の基準に基づく記録
- ⑦ 条例第12条第2項の規定による通知をした年月日

(3) 帳簿の様式

規則様式第16号に準ずるものとする。

(4) 帳簿の保存期間等

日誌は、各事業年度（事業年度に定めのないときは、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間保存しなければなりません。

様式第16号（第12条関係）

浄化槽保守点検業務日誌					
浄化槽管理者の氏名 又は名称	保守点検年月日				
	保守点検を行い又は監督した浄化槽管理上の氏名				
浄化槽管理者の住所	保守点検項目及び所見の技術上の基準に基づく記録	1	(1) ア 使用水量の状況		
			イ 異物流入の状況		
浄化槽の所在地			ウ 雑排水の流入状況(単独)		
			エ 工場廃水、雨水その他の特殊な排水の流入状況(合併)		
浄化槽の型式			オ 電源を切らないこと。		
			カ 浄化槽の上部又は周辺には、建造物を設けないこと。		
単独又は合併処理の区分			キ 浄化槽の上部には、不適当な荷重をかけないこと。		
			ク 通気装置の開口部をふさがないこと。		
浄化槽の処理方式			ケ 故障又は異常の通報		
			(2) 流入(放流)管きよと槽の接続の状況		
浄化槽の処理対象人員			(3) 槽の水平の保持の状況		
			(4) 流入管きよにおけるし尿等の流れ方の状況		
浄化槽の利用人口			(5) 単位装置等の設置の位置の状況		
			(6) スカムの生成、汚泥等のたい積その他単位装置及び附属機器類の機能の状況		
浄化槽清掃業者の氏名等			2 流入管きよ、インバートます等の異物等の付着の状況		
浄化槽工事業者の氏名等			3 ポンプ作動水位及び計量装置の調整		
			4 ばつ気装置における散気装置の目づまり等の状況		
			5 駆動装置及びポンプ設備における作動の状況		
		6 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽における水位等の状況			
		7 接触ばつ気室における溶存酸素量の適正保持の状況			
	8 ばつ気タンク等における溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度の状況				
	9 散水ろ床型二次処理装置における嫌気性変化等の状況				
	10 平面酸化型二次処理装置における均等流水及び異物付着の状況				
	11 汚泥返送装置又は汚泥移送装置の作動の状況				
	12 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置における通水量等の状況				
	13 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置における作動の状況				
	14 吸着剤、水素イオン濃度調節剤等の供給量の調整				
	15 悪臭、騒音、振動及び害虫発生の状況				
	16 放流水の消毒の状況				
	17 水量又は水質を測定し、又は記録する機器における作動の状況				
	18 その他				
	総合所見及び講じた措置				
	条例第12条第2項の通知年月日				
	保守点検料金				

## 第4 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧

知事登録を受けた浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者登録簿に登録されており、この登録簿はどなたでも条例第4条第4項の規定によりその閲覧を請求することができます。

登録簿の閲覧は、規則第5条の規定により、様式第10号の「浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書」（1部）を地方振興局に提出することにより行ってください。閲覧請求書の提出先及び閲覧場所は、次のとおりです。

○ 閲覧請求書の提出先

地方振興局県民環境部環境課

（南会津地方振興局にあつては県民環境課）

（いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）

○ 閲覧場所

地方振興局県民環境部環境課

（南会津地方振興局にあつては県民環境課）

（いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）

○ 開庁時間

土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日をいう。）を除く、毎日午前8時30分から午後5時15分まで。



様式第 10 号（第 5 条関係）

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書

年 月 日

福 島 県 知 事

請求者 住 所  
氏 名

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第 4 条第 4 項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を請求します。

閱 覧 理 由

## 第5 登録申請書等の記載例

# 1 浄化槽保守点検業者登録申請書

様式第1号（第1条関係）

※福島県収入 証紙貼付例	収入証紙 10,000円福島県	収入証紙 10,000円福島県	収入証紙 10,000円福島県	収入証紙 1,000円福島県	福島県 収入証紙 31,000円

## 浄化槽保守点検業者登録（新規・更新）申請書

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

〇〇年 △△月 □□日

福島県知事

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	郵便番号（960-〇〇〇〇） 福島県福島市〇〇町〇〇番地〇〇号 電話番号（024）〇〇〇-△△△△	
氏名（法人にあつては、名称並びに代表者の職及び氏名）	株式会社福島浄化センター 代表取締役社長 福島 一郎	
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者）の氏名、役名及び住所		
氏名	役名（常勤・非常勤）	住所
福島 一郎	代表取締役社長（常勤）	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号
福島 二郎	取締役（常勤）	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号
福島 三郎	取締役（常勤）	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号
福島 四郎	監査役（非常勤）	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号
申請時において既に受けている登録	福島県知事登録第 号（ 年 月 日登録）	

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号			
営 業 所		浄 化 槽 管 理 士	
名 称	所在地 郵便番号 ( - ) 電話番号 ( )	氏 名	免状の交付番号
福島営業所	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号 〒960-〇〇〇〇 TEL (024)〇〇〇-△△△△	福 島 二 郎	環境大臣 ×××××
郡山営業所	郡山市〇〇町〇〇番地〇〇号 〒963-△△△△ TEL (024)□□□-××××	福 島 五 郎	環境大臣 〇〇〇〇〇
営 業 区 域 に 係 る 市 町 村 の 名 称			
営業所の名称	市 町 村 名		
福島営業所	伊達市、国見町		
郡山営業所	二本松市、三春町		

※ 整理番号		※ 受理年月日	
-----------	--	------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。  
2 「(新規・更新)」については、不要の文字を抹消すること。

[添付書類]

(1) 誓約書

様式第2号 (第2条関係)

誓 約 書

〇〇年 △△月 □□ 日

福 島 県 知 事

私は、福島県浄化槽保守点検業者登録条例第5条第1項第1号から第4号まで又は第6号に該当しない者であることを誓約します。

氏 名	生年月日	役 職 名 等	住 所
株式会社 福島浄化センター			福島市〇〇町〇〇番地〇〇号 代表取締役社長 福 島 一 郎
福 島 一 郎	昭和〇年△月□日	代表取締役社長	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号
福 島 二 郎	昭和〇年△月□日	取 締 役	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号
福 島 三 郎	昭和〇年△月□日	取 締 役	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号
福 島 四 郎	昭和〇年△月□日	監 査 役	福島市〇〇町〇〇番地〇〇号

(注) 法定代理人がいる場合にあつては、同様に記載すること。

(2) 器具明細書

様式第3号 (第2条関係)

器 具 明 細 書

営 業 所 の 名 称	器 具 の 名 称	個 数
福島営業所	水温測定具 (水温計)	5
	水素イオン濃度指数測定器具 (pHメーター)	3
	溶存酸素濃度測定器具 (DOメーター)	2
	亜硝酸性窒素測定器具 (比色管 (GR法))	2
	塩素イオン濃度測定器具 (塩素イオンメーター)	2
	残留塩素測定器具 (比色管 (DPD法))	2
	混合浮遊物質濃度測定器具 (MLSS計)	1
	汚泥沈でん率測定器具 (1Lメスシリンダー)	5
	スカム、汚泥厚測定器具 (スカム、汚泥厚測定管)	2
	透視度測定器具 (透視度計)	2
	水準測定器具 (気泡管水準器)	2
	汚泥返送器具 (汚泥返送ポンプ)	2
	※ 郡山営業所 (以下略)	

(3) 浄化槽清掃業者の氏名等

様式第4号 (第2条関係)

浄化槽清掃業者の氏名等

営業区域に係る市町村の名称	連絡をとっている又はとる予定の清掃業者の氏名又は名称	左の清掃業者の営業所の所在地及び電話番号
伊達市	福島清掃株式会社	〒960-0000 福島市〇〇字△△□□番地 TEL (024) 〇〇〇-〇〇〇〇
国見町		
二本松市	(注)市町村ごとに清掃業者の氏名等を記載すること。	
三春町		

(4) 浄化槽保守点検業者登録申請書（本人 法人の役員 法定代理人）の略歴書

様式第5号（第2条関係）

浄化槽保守点検業者登録申請者 本人の略歴書

現住所	郵便番号（960-〇〇〇〇） 福島市〇〇町〇〇番地〇〇号 電話番号（024）〇〇〇-△△△△				
氏名	株式会社 福島浄化センター	生年月日	年 月 日生		
職名	—	最終学歴	—		
職歴	<table border="1"> <tr> <td>期 年 月 日 から</td> <td>間 年 月 日 まで</td> </tr> </table>	期 年 月 日 から	間 年 月 日 まで	従事した職務内容	
	期 年 月 日 から	間 年 月 日 まで			
昭和50年4月1日 昭和60年4月1日 平成11年4月1日	有限会社 福島浄化センター設立 株式会社 福島浄化センターとして改組 （資本金 2,000 万円） 浄化槽保守点検業を開始 現在に至る				
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		なし			

上記のとおり相違ありません。

〇〇年 △△ 月 □□ 日

代表取締役社長

氏名 福島 一郎

備考 1 「

本人
法人の役員
法定代理人

」については、不要の文字を抹消すること。

2 「賞罰」欄には、行政処分についても記載すること。



(5) 浄化槽管理士の略歴書

様式第6号(第2条関係)

浄化槽管理士の略歴書

現住所	郵便番号(960- ) 福島市〇〇町〇〇番地〇〇号 電話番号(024)〇〇〇-△△△△		
氏名	福島二郎	生年月日	昭和〇年△△月□□日生
営業所の名称	福島営業所	浄化槽管理士免状の交付番号	環境大臣 ×××××
職名	取締役	最終学歴	〇〇高校卒業
職歴	[ 期 間 年 月 日から 年 月 日まで ]	従事した職務内容	
	昭和50年4月1日 昭和60年3月31日 昭和60年4月1日 平成10年3月1日	日本浄化センター株式会社 勤務 株式会社 福島浄化センター 入社 株式会社 福島浄化センター 取締役就任 現在に至る	
賞罰	年 月 日	賞 罰 内 容	
		なし	

上記のとおり相違ありません。

〇〇年△△月□□日

氏名 福島二郎

備考 「賞罰」欄には、行政処分についても記載すること。

(6) 事業概要書

様式第7号(第2条関係)

事業概要書

事業の内容	浄化槽の工事及び保守点検業
法人にあっては、資本の額又は出資の総額	3,000万円
営業所ごとに常時使用する従業員数	
営業所の名称	人数
福島営業所	15人
郡山営業所	8人
保守点検に係る料金体系	
5 ~ 20人槽	0,000円/回
21 ~ 50人槽	0,000円/回
51 ~ 100人槽	0,000円/回
101 ~ 200人槽	00,000円/回
201 ~ 300人槽	00,000円/回
301 ~ 500人槽	00,000円/回
501 ~ 1,000人槽	00,000円/回
1,001 ~ 3,000人槽	00,000円/回
3,001人槽 ~	00,000円/回
(注) 現に保守点検料金を定めている人槽別に料金を記載すること。 処理方式別に料金を区分している場合にあっては、その旨を記載すること。	



## 2 浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

様式第 11 号（第 6 条関係）

### 浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

〇〇年 △△ 月 □□ 日

福島県知事

届出者 郵便番号（960-〇〇〇〇）  
住 所 福島県福島市〇〇町〇〇番地〇〇号  
電話番号（024）〇〇〇-△△△△  
氏 名 株式会社 福島浄化センター  
代表取締役社長 福 島 一 郎  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の職及び氏名〕  
登録番号 福島県知事登録 第〇〇〇〇号  
登録年月日 〇〇年 △ 月 □ 日

変 更 内 容			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
浄化槽管理士の氏名等の変更	福 島 二 郎	福 島 六 郎	〇年△月◇日
(注) 添付書類を要する場合の記載例であるので、第 2・3 登録事項の変更手続きに留意すること。			

### 3 浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書

様式第 12 号 (第 7 条関係)

収入証紙 2,000 円福島県	収入証紙 100 円福島県	福島県 収入証紙 貼付例
--------------------	------------------	--------------------

## 浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第 7 条の規定により、次のとおり登録証の書換えを申請します。

〇〇年 △△ 月 □□ 日

福島県知事

郵便番号 (960-〇〇〇〇)

申請者 住 所 福島県福島市〇〇町〇〇番地〇〇号  
電話番号 (024) 〇〇〇-△△△△

氏 名 株式会社 福島浄化センター  
代表取締役社長 福 島 一 郎

法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の職及び氏名

登録番号 福島県知事登録 第〇〇〇〇号  
登録年月日 〇〇年 △ 月 □ 日

書 換 え を 要 す る 営 業 所			
名 称	郡 山 営 業 所	所 在 地	郡山市〇〇町〇〇番地〇〇号
書 換 え 事 項			
書換え事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
浄化槽管理士の氏名	福 島 五 郎	郡 山 太 郎	〇年△月□日

#### 4 浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書

様式第 13 号（第 8 条関係）

収入証紙 2,000 円福島県	収入証紙 100 円福島県	福島県 収入証紙 貼付例
--------------------	------------------	--------------------

### 浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり登録証の再交付を申請します。

〇〇年 △△ 月 □□ 日

福島県知事

郵便番号（960-〇〇〇〇）  
 住 所 福島県福島市〇〇町〇〇番地〇〇号  
 申請者 電話番号（024）〇〇〇-△△△△  
 氏 名 株式会社 福島浄化センター  
 代表取締役社長 福 島 一 郎  
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
 名称並びに代表者の職及び氏名]  
 登録番号 福島県知事登録 第〇〇〇〇号  
 登録年月日 〇〇年 △ 月 □ 日

再 交 付 を 要 す る 営 業 所			
名 称	郡 山 営 業 所	所在地	郡山市〇〇町〇〇番地〇〇号
再 交 付 の 理 由			
登録証をき損したため			

5 浄化槽保守点検業者廃業等届出書

様式第 14 号（第 9 条関係）

浄化槽保守点検業者廃業等届出書

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第 9 条の規定により、次のとおり廃業等の届出をします。

〇〇年 △△ 月 □□ 日

福島県知事

郵便番号（960-〇〇〇〇）

住 所 福島県福島市〇〇町〇〇番地〇〇号

届出者

電話番号（024）〇〇〇-△△△△

氏 名 福 島 一 郎

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の職及び氏名〕

登録番号 福島県知事登録 第〇〇〇〇号

登録年月日 〇〇年 △ 月 □ 日

廃業等の年月日	〇〇年△△月◇◇日
廃業等の理由	法人が合併により消滅したため